

食育ピクトグラム利用規約

第1 趣旨

本規約は、農林水産省が著作権法（昭和45年法律第48号）第61条第1項の規定により著作者から著作権を譲り受けた「食育ピクトグラム」（以下「ピクトグラム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ピクトグラムの目的

ピクトグラムは、食育の取組を分かりやすく単純化して表現したものであり、食育に関心の低い者も含め、幅広く、食育の取組についての情報発信、普及・啓発を行うことを目的として定めるものとする。

第3 図柄及び利用上の注意事項

- (1) ピクトグラムのデザインは、別図のとおりとする。
- (2) ピクトグラムを利用する者（以下「利用者」という。）は、食育の取組についての情報発信及び普及・啓発を目的として、資材、食品等の商品の包装、ポスター、リーフレット、店頭のパオプ、ウェブページ、書籍、名刺等にピクトグラムを個々又は一括で表示することができる。
- (3) 利用者は、ピクトグラムを改変して利用してはならない。ただし、印刷物又は容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (4) 利用者は、ピクトグラム本体に重ならない範囲で、上下左右に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、第2の目的及び各ピクトグラムが示す趣旨を逸脱してはならない。
- (5) 利用者は、新たなピクトグラムを追加してはならない。

第4 利用料

ピクトグラムの利用料は、無料とする。

第5 著作権及び禁止事項

- (1) ピクトグラムに関する著作権は、農林水産省が有する。
- (2) ピクトグラムの商標登録の出願をしてはならない。また、ピクトグラムと誤認される類似のマークについて、利用し、又は商標登録の出願をしてはならない。

第6 利用者の義務等

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、ピクトグラムの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとし、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、ピクトグラムを利用することはできない。
- ア 特定の政治、宗教、募金の活動、反社会的勢力に関するものに利用すること。
 - イ 公序良俗に反するものに利用すること。
 - ウ 法令・規制等に違反するものに利用すること。
 - エ 本規約に反して利用すること。
 - オ その他、第2の目的等に照らし、消費者行政・食育課が不適切と認める場合。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに消費者行政・食育課に通知するものとする。
- (3) 利用者は、ピクトグラムの利用に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応をその都度消費者行政・食育課と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者が、ピクトグラムを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、農林水産省は一切の責任を負わない。

第7 利用期間

利用期間は設けないこととする。ただし、消費者行政・食育課は、ピクトグラムの改変等の事由により、ピクトグラムの利用に係る状況の変化が生じた場合は、利用者に対し、ピクトグラムの利用を終了する旨を指示することができる。

(附則)

本規約は、令和3年2月9日から施行する。

(問合わせ先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 TEL 03-6744-1971